

告 示

埼玉県告示第千二百三十三号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十四号（低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年十一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「等級4」を「等級5以上」に、「等級5」を「等級6」に改める。